



智頭小学校で人権教室 が行われました

12月8日(木)、智頭小学校で1年生を対象に人権擁護委員による人権教室が行われました。人権教室は、いじめ等の人権問題について考える機会を作ること、相手を思いやる優しい気持ちを育てる活動です。

人権擁護委員に物語の朗読をしてもらい、その後に見聞一人ひとり「あの時あの子はどんな気持ちになったのか」「自分だったらこうする」など、自分の言葉でしっかりと考え、発表していました。



人権教室の様子

全国中学生人権作文コンテスト鳥取県大会の表彰が行われました

第41回全国中学生人権作文コンテスト鳥取県大会において、智頭中学校3年生の寺坂叶絵さんが鳥取県教育委員会教育長賞を受賞し、12月14日、智頭中学校にて表彰が行われました。



表彰の様子

特設人権相談

【日時】 2月7日(火)
午前9時～11時30分
【場所】 智頭町総合センター
【相談内容】
人権問題全般(相談無料)
*原則、毎月第一火曜日に開設しています。

問合せ先 役場総務課 ☎75-4111

役場からのお知らせ

蜜蜂飼育届は

1月末まで切です

ミツバチを飼育する人は、業か趣味かを問わず毎年飼育届の提出が必要です。飼育者は1月31日(火)(必着)までに「蜜蜂飼育届」を提出してください。「蜜蜂飼育届」の申請は届け出先で様式を配布している他、鳥取県農林水産部畜産課ホームページから様式の印刷や電子申請も可能です。



【問合せ・届け出先】

鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室
(〒680-0461 八頭郡八頭町郡家100)

☎0858-72-3816

FAX

0858-72-3567

「様式ダウンロード・電子申請」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/66459.htm>

相続登記が義務化されます

相続登記の義務化が始まるに当たり、登記事務を所管する鳥取県地方務局沼田局長とマスコットのトウキツネが町長を訪問しました。令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。不動産を相続された人は、3年以内に相続登記の申請をしてください。

※この義務は令和6年4月1日より前の相続にも適用されます。

「地方務局ホームページ」

<https://houmukyoku.moj.go.jp/tottori>

go.jp/tottori

【問合せ先】

鳥取県地方務局登記部門

☎0857-22-2293

